今月の注目

改正育児介護休業法

①改正 育児介護休業法

- (1)令和4年4月より
 - ・妊娠・出産の申出をした労働者に対する「個別周知・取得意向確認」の措置義務
 - ・育児休業を取得しやすい「雇用環境整備」の義務
 - ・有期の方の育児・介護休業取得要件の緩和
 - ・育児休業の申出方法等の見直し
- (2)令和4年10月より
 - ・「出生時育児休業」の創設
 - ・育児休業の分割取得、育児休業の撤回ルール見直し、1歳到達日後の育児休業見直し

☆まずは(1)に対応するため、個別周知文書の作成、雇用環境の整備(どの措置を行うか)、就業規則の見直し・改定などの対応をする必要があります。

②マルチジョブホルダー制度

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、本人がハローワークに申出することで、 特例的に雇用保険の被保険者となれる制度(令和4年1月より)

- ① 2 社(各社週所定労働時間が 5~20時間)を合計して週所定労働時間が20時間以上
- ②65歳以上
- ③31日以上雇用見込み

☆事業主のみなさまは、労働者本人からの依頼に基づき「証明」を行うこととなります。 (雇用の事実や所定労働時間などについて、事業主記載事項の記入や確認資料の交付な ど)あと、雇用保険料の控除もお願いします。

<事務所より>

今月より、事務所通信を発行いたします。法改正情報や、 新着情報など、簡潔にまとめて編集していきます。(経営 者の方は忙しく、細かい文章だと、なかなか読んでもらえ ないので(私の経験談))

気になった見出しやワードなどありましたら、お気軽にお 聞きください。

今後ともよろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

※えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ② 0247-82-6265 https://www.eto-srgs.com/ Mail:info@eto-srgs.com